

〔商品概要説明書〕

リバースモーゲージローン（ライフイベントプラン）

(2026 年 10 月 5 日 現在)

1. 商品名	リバースモーゲージローン（ライフイベントプラン）
2. ご利用いただける方	以下の項目を全て満たす個人の方 (1) お借入申込時満 50 歳以上の方 (2) 日本国籍を有する方 (3) 公的年金、給与所得等の安定した収入が継続して得られる方 (4) 当社の営業区域内に居住している方 (5) 保証会社の保証を受けられる方 (6) お借入れにあたり銀行からカウンセリングを受けられる方 ※原則として、法定相続人全員を代表する法定相続人の方にもカウンセリングに同席いただきます。
3. お使いみち	健全な消費性資金（教育資金、マイカー購入資金、結婚資金、介護資金、納税資金、他社借入の借換資金等） ※事業性資金・投資性資金にはお使いいただけません
4. お借入金額	<当座貸越> 100 万円以上 10,000 万円以下（10 万円単位） <証書貸付> 100 万円以上 10,000 万円以下（10 万円単位）
5. ご契約形態	当座貸越 / 証書貸付
6. お借入期間 （ご契約終了日）	お借入人がお亡くなりになった日または当社がお亡くなりになった事実を知り得た日 <当座貸越> 契約期間 3 年 （3 年後の応当日が属する月の末日まで） ※当社の審査およびお借入人への意思確認を行い、契約更新します。 <証書貸付> 終身
7. 金利種類	変動金利型 (1) お借入れ時の利率 <当座貸越> ・お借入れ時の利率は、3 月 1 日または 9 月 1 日現在の当社所定の「ローン基準金利」（以下「基準利率」といいます）を基準として、各々 7 月または 1 月の銀行所定の日から適用します。 ただし、臨時に、お借入れ時の基準利率の基準日および適用日を見直す場合があります。 ・当社が遺言信託を受託している方は、店頭表示金利より年 0.50% 優遇します。 <証書貸付> ・お借入れ時の利率は、3 月 1 日または 9 月 1 日現在の当社所定の「ローン基準金利」（以下「基準利率」といいます）を基準として、各々 4 月 1 日または 10 月 1 日から適用します。 ただし、臨時に、お借入れ時の基準利率の基準日および適用日を見直す場合があります。 ・当社が遺言信託を受託している方は、店頭表示金利より年 0.50% 優遇します。 (2) お借入れ後の利率 <当座貸越> ・年 2 回、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日現在の当社所定の「ローン基準金利」に基づいて各々 7 月と 1 月の銀行所定の日から適用金利を見直します。また、金利情勢等により臨時に金利を見直す場合があります。 <証書貸付> ・年 2 回、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日現在の当社所定の「ローン基準金利」に基

	づいて金利を見直し、4月1日基準、10月1日基準の金利は、各々7月、1月のご返済分から適用になります。また、金融情勢等により臨時に金利を見直す場合があります。 ・ご返済予定金額の確認のため、原則マイゲート（インターネットバンキング）のお申込みまたは、りそなグループアプリのセットアップが必要です。 ・返済予定表の書面での郵送を希望される場合、1通あたり440円（消費税等込）の手数料が必要です。
8. お借入方法	<当座貸越> ・専用ローンカードを発行いたします。 当社のＡＴＭ、セブン銀行・ローソン・イーネットのコンビニＡＴＭ、当社所定の提携金融機関・ゆうちょ銀行・イオン銀行のＡＴＭでお借入れいただけます。 ※ご利用時間・ご利用機関により所定の手数料が必要となります。 ※ご利用金額等により当社所定の提携金融機関のＡＴＭを一部ご利用いただけない場合があります <証書貸付> ・お借入金額を一括して、ご返済指定普通預金口座に入金します。
9. ご返済方法	期日一括返済（お利息は毎月のお支払いとなります。）
10. 利息の計算方法	<当座貸越> ・毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割りで計算します。 <証書貸付> ・毎月返済の利息は元金残高×年利率×1/12で計算します。
11. 担保	<当座貸越> ・お客さまが所有する日本国内（離島を除く）の不動産（自宅、空き家、3親等以内の親族居住不動産）に当社と保証会社を共有根抵当権者とし、極度額120%とする共有根抵当権を設定させていただきます。 <証書貸付> ・お客さまが所有する日本国内（離島を除く）の不動産（自宅、空き家、3親等以内の親族居住不動産）に当社を抵当権者とする抵当権を設定させていただきます。
12. 連帯保証人	不要です。
13. 保証会社	（株）セゾンファンデックスまたは（株）フィナンシャルドウ
14. 保証料	不要です。
15. 団体信用生命保険	ご加入できません。
16. 手数料	【事務手数料】 ・165,000円（消費税等込） 【繰上返済手数料】 <当座貸越> ・いたしません。 <証書貸付> ・一部繰上返済の場合8,800円（消費税等込） ・全部繰上返済の場合11,000円（消費税等込） ※手数料等については、登記手数料、印紙代その他法令の規定に基づくものおよび担保物件に係る火災保険料は含んでいません。
17. その他	・お借入人のお亡くなりになった時は、担保不動産の売却等により、一括返済させていただきます。一括返済いただけない場合は、対象物件に設定された共有根抵当権もしくは抵当権が実行され、その回収金によりローン返済に充当します。ただし、担保物件の売却等によりローンの全額を返済できない場合でも、相続人に残債務を請求することはありません。 ※ローンの免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。くわしくは、税務署へお問い合わせください。 ・年1回、銀行よりお借入人全員に対して、現況確認をさせていただきます。 ・担保不動産に居住されている方が変更となった場合は、所定の書式にてお申し出ください。

	・対象物件には、火災保険を付保していただきます。 ・お申込みに際しては、当社および保証会社の審査があります。審査結果によっては、ご希望にそえない場合もありますので、ご了承ください。 ・証書貸付について、ご返済のシミュレーションは店頭にお申し付けください。 ・当座貸越について、毎年、その時点における保証会社が算出した保証限度額に基づき、お借入れ限度額の見直しを行います。見直し後の限度額が前年度の限度額を下回る場合、お借入限度額を減額する場合があります。お借入限度額の減額により、お借入残高がお借入限度額を上回った場合には、上回った金額についてご返済が必要です。
--	--

以上

当社が契約している指定紛争解決機関
「一般社団法人全国銀行協会」
連絡先： 全国銀行協会相談室
電話番号： 0570-017109 【ナビダイヤル】
（一般電話・公衆電話からは
市内通話料金でご利用いただけます）
または 03-5252-3772